

別紙1(解体)

解体業の事業計画書及び収支見積書

年 月 日 現在作成

1 事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種（乗用車、大型車）を含む。）

（フロー概略図を添付）					
業務時間		従業員数	人	休業日	

2 使用済自動車等の引取実績及び計画

年 度	年度実績 (3年前)	年度実績 (2年前)	年度実績 (1年前)	許可取得後 の年間計画
引取台数	台	台	台	台
主な引取先				

3 解体実績

年 度	年度実績 (3年前)	年度実績 (2年前)	年度実績 (1年前)
年間処理実績	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台/日	台/日	台/日

4 解体能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
台/日	日	台

(別紙1(解体))

5 保管の状況

使用済自動車		解体自動車	
保管量の上限	台 ( 台)	保管量の上限	台 ( 台)
現在保管量	台 ( 台)	現在保管量	台 ( 台)

※事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で( )に記入すること。

6 年間収支見積書

項 目		前年度( 年) (決算月( 月))		今年度の見込み (決算月( 月))	
		年度 (千円)	(1台当) (円)	年度 (千円)	(1台当) (円)
売上高(全体)	ア(総売上収入)				
売上原価	イ(使用済自動車等購入費)				
その他の経費	ウ				
うち廃棄物処理委託費	エ				
営業利益	オ=ア-イ-ウ				
営業外損益	カ(主に支払利息(注))				
経常利益	キ=オ+カ				
使用済自動車等年間引取台数(台)					
使用済自動車等年間処理台数(台)					

(参考)

	前年度末	現 在
負債総額(年度末残高) (千円)		

(注) 1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

誓 約 書

平成 年 月 日

豊 田 市 長 殿

住 所

氏 名



(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

申請者は、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- 3 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号。以下「使用済自動車再資源化法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百八十九号。以下「政令」という。）第六条で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の二第七項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- 4 使用済自動車再資源化法第六十六条（第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第七条の四若しくは第十四条の三の二（廃棄物処理法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
- 5 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 7 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が1から6までのいずれかに該当するもの
- 8 法人でその役員又は政令第五条で定める使用人のうちに1から6までのいずれかに該当する者のあるもの
- 9 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- 10 個人で政令第五条で定める使用人のうちに1から6までのいずれかに該当する者のあるもの

## 解体業・破砕業許可申請等に係る規制法令確認状況票

確認年月日	確認先	法令名	確認結果	チェック欄※
	建築相談課 ( )	建築基準法		
	開発審査課 ( )	都市計画法 自然公園法		
	土木管理課又は 道路維持課 ( )	道路法		
	土木管理課又は 河川課 ( )	河川法		
	農政課 ( )	農地法 農振法		
	森林課 ( )	森林法		
	消防本部 ( )	消防法		
	( )			
	( )			

- ・記載されている課名は、**市役所**での各法令の**協議先、相談窓口**です。必要に応じて記載されている課以外の関係各課とも協議を行ってください。
- ・「砂防法」（豊田加茂建設事務所）及び保安林（豊田加茂農林水産事務所）については、必要に応じて別途ご確認ください。
- ・確認先の欄には、担当部署名、（ ）内は担当者の名前を記入してください。
- ・※には記入しないでください。